

事務連絡
令和5年6月29日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和4年11月から令和5年1月までにおける新型コロナウイルス感染症患者が
自宅で死亡された事例を踏まえた自治体の対応について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年7月及び8月における新型コロナウイルス感染症患者の自宅での死亡事例については、「令和4年7月及び8月における新型コロナウイルス感染症患者が自宅で死亡された事例を踏まえた自治体の対応について」（令和4年12月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）によりお知らせしたところですが、今般令和4年11月から令和5年1月までに亡くなった事例やこうした事例に対する各都道府県の取組についてご報告いただいたものを、下記のとおり取りまとめました。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けを5類感染症に変更しましたが、政府としては、地方自治体や医療関係者などと連携し、高齢者など重症化リスクの高い方等についてワクチン接種を行うとともに、感染拡大が生じても必要な医療が提供されるよう、幅広い医療機関で新型コロナ患者に対応する医療体制への移行を進めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 各都道府県から報告のあった死亡事例について

○ 令和4年11月から令和5年1月までの新型コロナウイルス感染症患者の死亡事例については、以下の事例が確認された。

- ・ 自宅療養中に重症化し、死亡した事例
- ・ 家族や親族等に自宅で意識がないところ（心肺停止状態）で発見される事例
- ・ 陽性が判明したが、高齢であることやがん、基礎疾患等により自宅での看取りを希望した事例
- ・ 自宅療養中に急速に重症化して死亡した事例

- ・入院調整や宿泊療養の対象となるも、直後に死亡した事例
- ・コロナ以外の要因で死亡し、死後に陽性が判明した事例
- ・救急搬送時の検査で陽性が判明した事例

等

2 自宅で死亡された事例を踏まえた取組事例について（令和5年5月7日まで）

- 自宅等で療養している者のうち、何らかの理由により日々の健康状況が確認できない者に対し、自宅等まで出向き、安否を確認する業務を実施
- 体調の変化を早期に把握するため、自宅療養者へ療養開始前に丁寧に連絡方法等を説明
- 症状が軽く重症化リスクが低い方が、抗原検査キットによる自己検査で陽性となった場合には、医療機関を受診することなく、陽性者登録センターに登録が可能となる体制を整備

3 今後の政府の対応について

- 死亡者のうち6割以上が80歳以上の高齢者であり、また重症化リスクの高い基礎疾患を有している方が約8割という結果となっており、5類への位置づけ変更後も、引き続きマスクの着用をはじめとする基本的な感染対策は必要と考えられるため、政府としては個人や事業者の判断に委ねることを基本としつつ、その判断に資するよう、情報提供を進めていく。
- 自宅療養者への対応としては、発熱時等の受診相談機能や陽性者への体調急変時の相談機能は、当面継続していく。
- 医療提供体制については、これまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の体制に段階的に移行していく。
- 高齢者施設には重症化リスクの高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者は、適切かつ確実に施設から入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種の政策や措置は当面継続する。

以上